

## 消費者保護ルールの在り方に関する検討会（第37回）

令和3年10月27日

【新美主査】 それでは、皆さん、おはようございます。本日も、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、第37回消費者保護ルールの在り方に関する検討会を開催いたします。本日の会議につきましては、新型コロナウイルスの感染状況は大分収まってきておりますけれども、慎重を期すということで、やはり、ウェブ会議という方式で開催させていただきました。

なお、本日につきましては、齋藤専門委員から御欠席の御連絡をいただいております。

それでは、冒頭、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項についての御案内と、配付資料の確認をお願いしたいと思います。

それでは、事務局、よろしくお願いします。

【竹内消費者行政第一課課長補佐】 事務局でございます。

では、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、資料についてでございます。構成員の方々につきましては、事前に送付させていただいた資料を御覧いただければと思います。また、傍聴の方におかれましては、当検討会のウェブページに公開しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

次に、御発言についてですが、御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを踏まえ、主査から発言者を指名いただく方式とさせていただきます。

御発言に当たりましては、お名前を必ず冒頭に言及いただきますようお願いいたします。

また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュート（オフ）にしてくださいよう、よろしくお願いいたします。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただきますようよろしくお願いいたします。

その他、チャット機能等で随時御連絡いただければ、対応させていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は、議事次第に記載されているとおりでございます。資料1-1から資料1-4、併せて参考資料1から5となっております。

事務局からは以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、早速、議題に入りたいと思います。

本日は、第1に、制度見直し案の修正についてを議題としたいと思います。

まずは、前回会合での議論を踏まえた事務局の修正案について、続いて、KDD I 株式会社の発表に対して、森構成員から追加質問がございましたので、これに対するKDD I 株式会社の回答につきまして、事務局から御説明をいただくことにしたいと思います。

それでは、まず、事務局のほうから修正案についての御説明をよろしくお願いします。

**【竹内消費者行政第一課課長補佐】** 事務局から御説明させていただきます。

まず、資料1-1、電気通信事業法施行規則の改正案を御覧いただければと思います。こちらは、前回いただいた御議論等を踏まえまして、1点修正をしております。ページ番号4番、4ページの右側の規定の趣旨の一番上の項目を御覧いただければと思います。

前回の検討会でお示しした案では、解約時の違約金として請求できる工事費の範囲に関する説明で、「引込線等の設置工事に係る費用に限り」としていたところでございます。

引込線につきましては、設置だけではなく切替えの場合もあり得るところですので、従前の書きぶりでは対応できる範囲が少し狭過ぎるのではないかといった御指摘があったことを踏まえまして、設置工事「等」としているところでございます。

施行規則の改正案につきましての修正は、以上でございます。

続きまして、資料1-2、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドラインの改正案について御覧いただければと思います。

こちらにつきましても、前回いただいた御議論等を踏まえまして、大きく分けて、2点、修正をしているところでございます。

まずは、2ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、消費者保護ルールの対象外となる法人契約の定義等に係る記述の見直しになるところでございます。

まず、一番上のほうを御覧いただければと思いますが、法人その他の団体という定義に注釈を付しております。

続きまして、ページの中ほどから下にかけて、個人名義の契約と法人契約の関係について、改めて整理をしているところでございます。

個人名義で契約行為を行う者は、基本的には一般の消費者と変わらない情報量、交渉力であると考えられますので、自己の営業として、電気通信役務を契約する場合を除きまして、

法人契約に該当しないものであることを明確にしているところでございます。

その下の段落では、個人名義の契約でありましても、マンション管理団体のように、任意団体に該当する者が、営業もしくは事業目的で、電気通信役務契約する場合には、法人契約に該当することを明確にしているところでございます。

次のページでございます。こちらは法人契約に該当すると整理される個人を相手方とする契約であって、専ら当該個人の営業として締結される契約について、詳しく説明をしておりますけれども、注釈で、詳しい内容を注記させていただいているほか、個人がボランティア等営業目的とは異なる目的で、電気通信役務を契約する場合には、こちらは法人契約に該当しないということを明確にしているところでございます。

続きまして、10ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、先ほどの電気通信事業法施行規則の改正案のところでも御説明しましたとおり、解約時の違約金として請求できる工事費の範囲に、工事だけではなく、切替え等に要する費用を読めるようにするために、修正を施しているものでございます。

消費者ガイドランに関する説明は、以上になります。

続きまして、資料1-3を御覧いただければと思います。こちらは、前回第36回検討会におきまして、KDDI株式会社からいただいた御説明に関しまして、森構成員のほうから、追加で御質問いただいたものになります。

趣旨のみを簡潔に申し上げさせていただきます。こちらは、次のページに、前回のKDDI株式会社の説明資料の抜粋がございますので、併せて、御参照できればと思います。

まず、1ポツ目では、前回会合におけるKDDI株式会社資料の4ページ目から6ページ目の趣旨は、サービス解約時に、回線の撤去が必要となった場合に、その費用を一括請求することを認めてほしいということによりかというものでございます。

2ポツ目では、サービス解約時の費用が発生した場合、NTT東西からKDDIの請求方法とKDDIから消費者への請求方法に、どういった関連性があるのかということについて、御質問をいただいているところでございます。

3ポツ目でございます。サービス解約時の費用が発生した場合に、実際に生じる費用の請求を認めつつ、請求方法に一定の制約を設けると言うが、今回の改正のような対応というのは、ずっとあると思いますけれども、どう考えるでしょうかということ、御質問をいただいているところでございます。

4ポツ目では、今回の省令改正によって生じる事業者の事業運営上の障害について、具体

的にお示しいただきたいという御質問をいただいているところでございます。

これに対しまして、KDD I 株式会社さまから頂戴している御回答が、資料1－4でございます。こちら、資料は、趣旨のみを簡潔に申し上げさせていただきます。

まず、回答、1点目では、接続と卸の形態の違いを丁寧に整理いただいた上で、利用者料金ルールについて、引き続き議論をしてほしいというような御要望をいただいているところでございます。

規制によって選択肢を狭めることがなく、顧客にとって支払い方法の幅広い選択肢の確保と、問題の解消を両立できる余地がないかを、検討会の場で議論を尽くしてほしいという御要望をいただいているところでございます。

続きまして、2つ目の回答でございます。こちらにつきましては、一般的な事業判断に関しまして、どういったルールづくりが、どこまで必要であるとか、規制による選択肢を狭めることなく、顧客にとって支払い方法の幅広い選択肢の確保と、問題の解消を両立できる余地がないかということも、検討会の場で議論を尽くしてほしいという内容でございます。

3つ目の御質問に関する回答につきましては、KDD I 株式会社としても、質問に異論はないという内容でございます。

4つ目の質問に対する回答では、工事費用の支払い方法の選択肢が狭められていることが、お客様と事業者双方にとって、弊害になるというような内容でございます。

事務局からの説明は、以上になります。

なお、今回、御欠席になっていらっしゃる齋藤先生からは、本日の修正案におおむね異論なしというコメントをお預かりしておりますので、併せて、この場で御紹介させていただきます。

以上です。

**【新美主査】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのKDD I 株式会社の回答については、まず、質問者である森構成員からコメントをいただけたらと思います。

どうぞ、森さん、よろしくお願いします。

**【森構成員】** ありがとうございます。何か大ごとになってしまって申し訳ないです。

まず、KDD I さんにおかれまして、御回答をいただきまして、ありがとうございました。

ただ、よく分からなかったところがありまして、結局、どういうことなのかということが、よく分からなかった部分があるんですけども、大きく分けると、2点ということになるか

と思います。

まず、最初は、一番最初の私のほうからの質問に対して、質問は簡単で、撤去時に、撤去費用を一括請求することを認めてほしいということですかとお尋ねしたわけですが、そうではないと、恐らく、選択肢が減ることが問題なんだということで、お答えの一番下のところに、選択肢のイメージとして、5つぐらいお書きいただいて、省令案で、そのうちの3つができなくなるとお書きいただいたと思います。

ただ、省令案では不可となっている、1ページ目一番下の5つあるうちの3つ目の「一定額をサービス利用契約時に、残額を解約時にお支払い」というパターンが、これまであったのかということは疑問です。

さらにいいますと、5番目の「撤去工事発生後に、複数回に分けてお支払い」、つまり、解約後に、割賦で払うということなんですけれども、そういうものがこれまであったんでしょうかということは、疑問に思っています。

仮にあったのかもしれませんが、特に今回の省令案で想定している問題というのは、確かにこういう場合にもあるわけなんですけど、何となく3番目や5番目みたいなことは、実務的な選択肢として、そんなにたくさん使われているものとは思えない。

簡単に言ってしまうと、私としては、選択肢というのは、もともと上の3つで、その中の3番目が失われているというだけなんではないかと思っていますので、ユーザーから、そんなに大きく、その選択肢を奪うものではない。

そして、奪われる選択肢というのは、結局のところ、解約しようと思ったら、たくさん工事費用があることに気づいて、解約できないという、一番心配しているものであるということが、1番目についての私の意見です。

もう一つは、多分、最後のQA、御質問に対するお答えのところでお話しすることがいいんじゃないかと思うんですけども、3ページ目ですが、その最後のところです。

省令案にどんな弊害があるのかとお尋ねしたわけですが、やはり、これは選択肢の問題であると、選択肢が狭くなるのだと、お答えいただきました。

御社の答えの2段落目のところですが、例えば、全てのお客様に対し、サービス加入時に工事費用相当を一括でお支払いいただくしか選択肢がない場合、お客様にとって、工事が不要となる場合であっても、一時的に費用負担が発生することから、このお支払いが、当該サービスへの新規加入の障壁となることが懸念されます」とあります。

これは、私の御質問のほうは、資料1-3の裏といますか、2枚目を見ていただきます

と、KDDIさんの御説明で、サービス解約時の引込線の扱いのところ、転用だと、NTT東・西から請求されないけれども、残地・撤去だと、請求されるということがあるので、多分、一旦、全て請求しなければいけないということなのかなと理解しました。転用だと、結局、費用がかからないから、返すということだと思います。それで、何が悪いのかが、よく分からなかったということです。

もちろん、一旦、請求して、払ってもらってから、お客さんに返すということは、煩雑なのかもしれませんけれども、別に何の問題もないといえますか、そのかかったものは、そのお客さんから回収するということですし、お客さんにしても、そういうものなんだという理解でやっていけるのではないか、消費者的にもやっていけるのではないかなと思いました。

私はそうと思いますが、結局、ここで、その議論を尽くすようにというお話もありますので、私の意見としては、そういうことをごさいます。いずれにしましても、詳細にお答えいただいてありがとうございます。

以上です。

**【新美主査】** どうもありがとうございました。

それでは、今の森さんの質疑、KDDIさんからの回答も踏まえまして、全体にわたって、意見交換に移りたいと思います。

事務局が作成した修正案あるいはKDDI株式会社さんからの御回答について、御質問あるいはコメントがございましたら、よろしくお願ひします。

また、前回の会合において、各社が発表した資料についても、参考資料として、お手元にごさいますでしょうか、適宜、これらも参照しつつ、さらに修正すべき点等がありましたら、御指摘をいただきたいと存じます。

それでは、どうぞ御発言よろしくお願ひします。チャット欄にて御合図をいただければ。

それでは、まず、大澤さん、どうぞ御発言をお願ひします。

**【大澤専門委員】** 法政大学の大澤でございます。

ガイドラインのほうで、意見を申し上げたいと思います。事務局の皆様におかれましては、前回、私が指摘をしました法人名義のところ、修正をしてくださり、誠にありがとうございました。非常に細かく修正をいただいております。

ただ、その上で、今、読んでいて、改めて気がついたことがございます。この部分というのは、もともとが、結局、法人契約というものが、適用除外のものとして、2つ列挙されて

いて、それが法人契約というものと、もう一つが、個人を相手方とする契約であって、専ら当該個人の営業として締結される契約であると理解をしました。

要するに、そういうふうには法人契約に当たるかどうかという切り口で、まず、原則としては、切ることにし、その上で、個人名義であっても、やはり、規定が適用されない場合があるということ、そういう2段階に分かれているのではないかと理解しております。そのことが、もう少し分かるように書いていただいたほうが、より伝わりやすいのかと思いました。

ここについて、私はすごくくどくこだわっているようで、大変申し訳ないんですが、具体的には、ガイドラインのところの1ページでしょうか、①法人契約の(ア)のところになります。

まず、米印で、法人の注釈を入れていただいたことは、非常に読みやすくなってよかったのではないかと思います。

その次の段落のところ、「これらの法人等が営業目的又は事業目的で」ということで、要は、法人でかつ営業目的又は事業目的のときには、適用除外とされますということが、ここでは、分かります。

その次のところで、「他方、法人等の名義の契約であっても、個人の家庭用の場合には、法人契約とならない」ということは、今の法人等が営業目的又は事業目的の裏からくる話だと理解しました。

次の個人名義の契約は、「(イ)に該当する場合を除き、基本的には法人契約に該当しない」ということは、考えてみれば、当たり前といえば、当たり前のように読めるんです。なので、本当は、この一文があると、何も分からない人が読むと、混乱を、私が素人だったので、混乱をしてしまったんですが、このガイドラインを読む事業者の方は、恐らくお分かりだと思うので、これは残しても致し方ないのかなと思います。この規則が、結局、法人契約か否かで、適用範囲を切ってしまうので、こう書くしかないのかなと思います。

その上で、一つ提案というか、気になりましたことは、要は、言いたいことというのは、個人名義で契約行為を行う者であっても、基本的には一般消費者と変わらないことがある。そのときには、一般消費者と同じように扱うことが原則です。

ただ、例外として、2つのものがあって、一つが、まさにここに引用されているように、(イ)の場面だと思います。

もう一つの例外が、その次の段落の「ただし、契約名義が個人であったとしても、法人格を有しないマンション管理組合のような任意団体が」というところかだと思います。そのこと

から、その例外が、個人名義契約だと、原則は法人契約にならないんだけど、でも、やはり、例外が2つあるということが、若干読みにくいなと思いました。

すごくこだわっていて申し訳ないんですが、そのことから、提案といたしましては、まず、原則として、個人名義の契約は、原則は法人契約に該当しないと、すばっと書いてしまい、この文の中では、(イ)に該当する場合を除きというところに、まず、例外が一つ入ってしまっているということ。

その次のところにも、「専ら自己の営業として云々」ということは、まさに(イ)のところだと思うので、ここを削除して、要は、個人名義の契約は、基本的には法人契約に該当しない。すなわち、個人名義で契約を行う者(括弧は省略します)は、交渉力及び情報量において、基本的には一般の消費者と変わらないと考えられるため、原則として、一般の消費者と同様に取り扱うこととしていると書いた上で、例外が2つあります。

1つ目が、ただし、契約名義が個人であったとしても、法人格を有しないマンション管理組合のような云々というものが一つ。もう一つが、まさに次に掲げる(イ)に該当する場合、すなわち、個人名義であっても、専ら自己の営業として、電気通信役務を契約する場合。この2点は、個人名義であっても、除外されるんですよということを、もう少し明確に書くためには、このようにしたほうがよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上になります。長々と、すみません。失礼しました。

**【新美主査】** ありがとうございます。

この点については、事務局から何か答えがありますでしょうか。

**【片桐消費者行政第一課長】** 事務局、消費者行政第一課長の片桐でございます。

大澤先生、御指摘、どうもありがとうございます。いただいた御指摘も踏まえて、適切な文言にしていきたいと思います。

以上でございます。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、中込さん、御発言をお願いします。

**【中込専門委員】** 中込です。

森先生の御質問に対するKDD Iさんの回答に関連して、意見を述べたいと思います。

KDD I様の回答の中で、お客様自らがお支払い方法を選択することにより、問題の解消につながるのではないかという部分ですけれども、何故そういう説明になるのかというところが、いま一つはっきり理解できないということです。



先ほどの森先生の発言とも重なる部分はあるかと思いますが、消費者にとって、適切でない方法については、むしろ選択できないという方が適切なのではないか。工事発生後に全額を一括でお支払いという部分は、まさにそれが消費者にとっては、そこで解約するタイミングで、はっきり認識して、苦情になるという認識だとすると、そういう選択肢は、むしろ無くす方が適切なのかなと。

そうなると、事務局の御提案の内容のままいくことが適正であると考えている次第です。以上です。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、黒坂さん、御発言をお願いします。

**【黒坂構成員】** 慶應大学の黒坂です。ありがとうございました。

KDDIさんに質問をさせてください。本件、事務局から事前にレクを頂いて、私なりにいろいろな考えてきたのですが、正直申し上げて、私の理解が若干及ばないところがありまして、非常にプリミティブな質問で、恐縮なんですけど、一つ教えていただければと思います。

KDDIさんからの追加質問に対する御回答で、冒頭にもありますし、ほぼ全てについて、踏襲されている背景になっていると思われることが、卸と接続の違いを区別して、整理した上で、議論をしてほしいということだと思っています。

今回議論をしている引込線撤去工事費用の観点で、卸と接続の違いを、どのように考え、理解した上で、議論をしてほしいとお考えでしょうか。つまり、KDDIさんとして、この卸と接続の違いをどのようにお考えなのかということをお教えいただけないでしょうか。

私なりに、一応この業界で仕事をしてきている以上、卸と接続の違いは、法的な背景も含めて理解しているつもりではあるんですが、なぜこの話がここで前提とされているのかということ、正確に理解する必要があると思っていますので、恐縮ですけれども、御回答をいただければと思います。

以上です。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、今の質問について、KDDIさんのほうからお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

**【片桐消費者行政第一課長】** すみません、事務局、消費者行政第一課長の片桐でございます。恐れ入ります。

今回、KDDIさんはお呼びしておりません。もしかすると、TCAさんが、オブザーバ

一では参加しているので回答できるかもしれませんが、もし答えられなければ、後ほどKDD Iさんから書面にて回答をもらって、構成員の皆様にお伝えするというので、いかがでしょうか。

**【黒坂構成員】** ごめんなさい。失礼いたしました。

もし、お立場が違うということでありましたら、今日は御回答をいただかずに、後日いただければと思いますので。

**【新美主査】** 分かりました。

今、出ましたTCA様は、特にこれは直接の質問の相手ではないんですけれども、何か御発言はございますか。

**【大橋】** 電気通信事業者協会の大橋でございます。

個社の件については、本件、やり取りしておりませんので、こちらでの回答は御容赦いただければと思います。

**【新美主査】** 分かりました。突然、名指しして、どうもすみませんでした。

それでは、後ほど、書面で、また回答をいただく、来たら、直ちに黒沢さんのほうに回すようにしていただきたいと思いますので、この質問については、留保させていただきます。

それでは、続きまして、平野さん、御発言をお願いします。

**【平野主査代理】** 平野でございます。

私も、KDD Iさんの回答についてでございます。森先生の御指摘、資料1-3のプレットポイントの下から2が、究極のところを御指摘されていると私も思います。すなわち、終わってから、一括でお支払いするということが、2つ問題があって、一番大きな問題が、スイッチングコストになっていると、自由な乗換え、自由な競争を阻害している。もう一つが、クレームのいろいろな問題の原因になっている。

ですから、この問題を解消するためには、それはやめてくださいねということに尽きるわけで、選択肢が云々ということは、申し訳ないですけど、それはプリテキストですよということだと思います。

以上、御意見を申し上げました。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、木村さん、御発言をお願いいたします。

**【木村構成員】** 木村です。

私も、森先生のKDD Iさんに関する質問のことです。消費者の契約のときに、解約も、

本来、考えなければいけないとは思うのですけれども、恐らく契約のときは、もう契約のときの工事費ですとか、そういうことで、頭がいっぱいで、現段階では、あんまり考えていないということは、クレームの一端になっていることから、理解できます。

ただ、事前に工事費というものを、全額もしくは複数回に分けて支払うというときに、その料金体系の透明性ですとか、あと、実際に解約するときに、本当は幾らかかるのかというところが、やはり使用中は分からないというところもありますので、イメージとして、わからないのです。

例えば、工事費として、プールしておいて、それを解約のときに充てていただく。足りなければ、不足分を支払う。それとも、足りて、余るようでしたら、返金するというイメージなのかというところが、よく分からないということなんです。

というのは、やはり、使っていて、解約するときに、どういう通信状況になっているかということが、予測できないので、この工事費というものが、本当に撤去費用なのか、それとも転用に使われるのかということが、契約するときに、消費者としては、判断できないのではないかなという気持ちを持っております。

取り留めもないのですけれども、そういうところで、工事費というものは、どういう感じで、プールしておくのか、それとも料金の中に丸められてしまうのかというところが分からないので、もしKDD Iさんのほうで答えいただけるようでしたら、後日で結構ですので、お願いしたいと思います。

以上です。

**【新美主査】** これも、今日、KDD Iさんは出ていませんので、木村さんの御質問の点については、後日、回答をいただくということにしたいと思います。

それでは、続きまして、長田さん、どうぞ御発言をお願いします。

**【長田構成員】** 長田です。

私も、KDD Iさんと森先生とのやり取りのところで、申し上げたいと思いました。

まず、引込線の工事が、接続と卸で違うということで、残置しておいても、撤去しても、お金がかかるんだということなんですけれども、この部分については、その引込線を共有で利用していくというところを、ぜひ、どんどんお話しを進めていただいて、解決をしていただければいいのではないかと考えています。

KDD Iさんは、接続を選んで、やっていらっしゃるわけですので、そこは、その理由に、消費者側に別の提供条件が出てくるということは、非常に問題があるなと思っています。こ

こは、今までの先生方の御意見を伺っていても、やはり同じルールでということだと思えますので、ある意味、我々の側の議論は尽くされるのではないかなと思います。ぜひ、KDD Iさんとしても、そこは御理解をいただいて、ルールを認めていただければいいなと思っています。

以上です。

**【新美主査】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、石田さん、どうぞ御発言をお願いします。

**【石田構成員】** 石田です。よろしくお願ひいたします。

もう既に意見が出されておりますけれども、やはり、契約時に、解約時の撤去費用などが分かっていないので、解約になったときに、高額な撤去費用がかかるということが、クレームになっていると思います。

その辺りを明確にさせていただいて、今回の案でいきますと、きちんとそれを期間で支払っていくということなので、分かりやすいと思います。KDD Iさんの問題は、やはりその問題かと思っています。

もう一つ、今、長田さんから御発言をいただきましたように、もう既に事業者間で、工事削減の検討会が行われているわけですので、ぜひ早急に進めていただいて、工事費が安ければ、そうした苦情にも発展しないと考えられますので、進めていただきたいと思っています。意見ですが、よろしくお願ひいたします。

**【新美主査】** どうもありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の方はいらっしゃいませんか。いかがでしょうか。

今、話題は、KDD Iさんの回答に集中しましたが、それ以外に御発言ありましたら、どうぞよろしくお願ひします。

大澤さん、どうぞよろしくお願ひします。

**【大澤専門委員】** すみません。度々、申し訳ありません。

今、ずっとお話が出ておりますKDD Iさんへの件です。このKDD Iさんの回答を見ると、「別にこのNTT東・西殿へのキャッシュアウトが発生します」とあるんですが、それ以外に何かコストがかかるということは特に言っていないように、私には読めたんですけど、その理解でよろしいのでしょうかということが、1点です。

これは、KDD Iさんが、今日いらっしゃっているわけではないので、別に聞いてもしようがないのかもしれませんが、取り立てて、これ以外には特に今回の省令案改正が起こると、

何かすごく損失が生じるとは、私には読めなかったということが、1点です。

2点目としては、仮にスイッチングコストというか、「NTT東・西殿に払わなければいけないお金がある」ということだけだとしても、それを全額……。KDDIさんは、別に1人の消費者とだけ契約しているわけではないですから、何十万人、何百万人も、恐らく契約者がいるわけで、そのときに損害を全額請求できるかどうかということは、これまた別の問題なわけで、ここにいらっしゃっている先生方は、もう既に御存じだと思いますが、消費者契約法9条1号の平均的な損害という概念も、要は、解除に伴って発生した実損害全部を取れるわけではないです。

なぜならば、やはり、それは、いわゆる大量契約なので、出た損失をほかで補填できると、具体的には、ほかのお客さんから引き続き契約をしてもらっているなどという形で、企業はコストを回収できるということが、平均的な損害の発想にはあると思います。

仮に、この東・西に払うお金があると、これだけだとしても、これを全額請求できるかどうかということは、まさに別の問題ですので、その意味でも、森先生御指摘の点は、私はこのペーパーを読ませていただいたときに、非常に端的に御指摘をいただいて、本当によかったというか、すばらしいなと思って、読みましたし、今回の省令案のままで、よろしいのではないかと考えております。

以上です。

**【新美主査】** ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

最後の大澤さん、冒頭の御指摘、中込さん、森さんの御指摘というのは、非常に重いといえますか、意義のあるものですので、それを踏まえた御議論をしていただきました。特に最後の大澤さんの発言のように、消費者契約というのは、ある意味で全体をならしたことで、コスト計算等をしているはずであるから、1個、1個の問題を、直ちに個別の事例で、全て反映させることはないはずではないかということで、この点は非常に大きな指摘だと思いますので、この点を踏まえた最終的な文言の整理をしたいと思います。

では、黒坂さん、どうぞお願いします。

**【黒坂構成員】** 黒坂です。ありがとうございます。

もう全て、これまで御指摘をいただいた各委員のお考えに私も賛同します。とりわけ、今、大澤先生及び新美先生に整理いただいたとおりでと考えております。

一つだけ、先ほどの私の質問の意図を御説明させていただくと、この卸と接続の話という

のは、そもそもKDD Iさんがそれを選択されているということからも、お分かりいただけるとおり、なぜ、そのような体系があり、それぞれ事業者は、何をもって、それを選択するのかということが、事業者側の判断に委ねられています。

しかも、接続と卸はそれぞれ条件が明確に設定されており、回線の扱いであるとか、敷設の扱いであるとかということが定義されている状況です。逆に申し上げますと、敷設にかかるコスト、撤去にかかるコスト、維持もそうですけれども、その辺りということは、条件が分かった上で、選択されているということが考えられます。とりわけ、途中で、その前提条件が変わるような極端な制度変更であるとか、仕組みの変更が行われているということではないと、私は理解しております。

であれば、なおさら、先ほど大澤先生がおっしゃったとおり、そこを一つの論拠として、消費者行政にまで議論を及ぼせるということは、やや合理性を欠く議論ではないかなと、私自身は思っています。

その観点も含めて、今回のもろもろの改正であるとかについて、私は賛成しておりますし、本日、冒頭に事務局から御説明いただいた内容についても、おおむね異論はないと考えております。以上、意見でした。以上です。

**【新美主査】** ありがとうございます。これも、また、ある意味では、消費者問題を扱うところでは、なかなか視野に入っていない、接続と卸の問題を視野に入れた整理が非常に大事だということは、黒坂さんのおっしゃるとおりです。

これは、また、総務省の中で、接続と卸の問題、事業者間でどうするかという議論をしていますので、それを踏まえたことは、今後、議論になってくることは、そのとおりだと思います。黒坂さんの御指摘も大変重要だと思いますので、今後の議論の中では、十分に視野に入れることになると思います。

ほかに御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。非常にポイントを突いた御発言が続いております。ほかにまだあるかもしれませんが、どうぞ御遠慮なく御発言ください。

特にございませんでしょうか。長引かせる意図はございません。もう、論点の極めて重要なところに突いていただいておりますので、これで、御発言がなければ、まとめに入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日の御意見の中で、大澤さんから、表現の点ですが、法人契約と個人契約の点について、もう少し分かりやすくということで、御注文があり、事務局からは、検討しま

すと、最終的に修文しますということでありました。

報告書、ガイドラインと、制度の見直しの案の中身については、格別の修正の意見はないと伺っておりましたが、そのような整理でよろしいでしょうか。御異論のある方は、御合図をいただきたいと思います。特にございませんでしょうか。

ありがとうございます。森さん、どうもありがとうございます。

それでは、総務省において、本検討会の議論を踏まえて、制度見直しの手続を進めていただければと思います。

ただ、表現については、大澤さんからの御指摘を踏まえて、適切に対応をしていただきたい。あるいは、私もコミットして、対応していきたいと思います。

それでは、総務省におかれましては、今の議論を踏まえた上で、手続を進めていただきたいと思います。

それでは、最後に、事務局から連絡事項等がございましたら、御説明をよろしくお願いいたします。

**【竹内消費者行政第一課課長補佐】** 事務局でございます。

今般は制度見直し案につきまして、集中的に御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。ただいまいただいた御意見あるいはこれまでの議論なども踏まえまして、速やかに制度化の手続を進めてまいりたいと思っております。

次回会合の日程につきましては、別途、事務局からお知らせをいたします。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【新美主査】** どうもありがとうございました。非常に集中的な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の第37回会合はこれにて終了したいと思います。お忙しい中、どうもありがとうございました。それでは、失礼いたします。